

特別支援教育就学奨励費のしおり

＜令和7年度版＞

名古屋市立若宮高等特別支援学校

就学奨励費に関するお問い合わせ先 ： 052-899-0538

***** はじめに *****

この「しおり」は、特別支援教育就学奨励費(以下、「奨励費」)の手続きに必要な事柄を記載しています。奨励費の支給を希望される方は、年度末までこのしおりを保存してください。

***** 目次 *****

P. 1	1 特別支援教育就学奨励費とは
	2 特別支援教育就学奨励費の制度について
	① 支給区分と支給額
P. 2	② 補助の対象となる経費
P. 4	③ 学用品・新入学学用品費について
	I 支給金額及び算定方法について
P. 5	II 支給対象品目について
	III 申請書受付期間と支給(予定)日について
P. 6	IV 領収書の取扱いについて
P. 7	領収書を受け取る際の注意事項
P. 8	3 支給日と年間スケジュール(予定)
P. 9	4 令和7年度 就学奨励費支給対象経費一覧表(学部別)
P. 10	5 提出書類について
P. 11	書類を作成する際の注意事項
P. 12	① 世帯状況等調書 / 記載例
P. 14	② 交通費所要額調書 / 記載例
P. 16	③ 所得証明書・生活保護受給証明書
	④ 世帯員の収入に関する申告書 / 記載例
P. 18	⑤ 委任状・振込依頼書 / 記載例
P. 20	⑥ マイナンバー提出用紙 / 記載例
P. 22	⑦ 就学奨励費支給申請書 / 記載例

1 特別支援教育就学奨励費とは

特別支援学校では、世帯の所得状況に応じて、授業や通学などにかかった経費を後から受け取ることでできる制度があります。これを「特別支援教育就学奨励費」(以下、「奨励費」といいます。奨励費は、「特別支援学校への就学援助に関する法律」に基づき、世帯の所得に応じて、就学に要する経費の一部を国と愛知県が補助するものです。この制度を利用していただくことで、認定段階に応じて、授業や通学、学校給食や修学旅行などにかかった費用(一部もしくは全部)を受け取ることができます。

(※名古屋市立の小中学校における「就学援助制度(未来まなび応援金)」は、特別支援学校にはありませんので、奨励費制度を利用ください。)

2 特別支援教育就学奨励費の制度について

① 支給区分と支給額

年度当初にご提出いただく書類から、世帯の人数と収入月額を確認させていただき、生活保護基準需要額との割合により区分して、愛知県教育委員会が認定します。

認定段階	算定基準
第1区分	所得額が生活保護基準需要額の1.5倍未満
第2区分	所得額が生活保護基準需要額の1.5倍以上2.5倍未満
第3区分	所得額が生活保護基準需要額の2.5倍以上

(参考)第1区分・第2区分となる所得の目安

「生活保護基準需要額の2.5倍未満の所得額」は、およそ次の所得額です。

同じ世帯人数でも年齢構成などにより基準が異なりますのでご注意ください。

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の所得額	463万4千円	604万4千円	711万9千円	796万0千円	921万9千円
(給与所得者の年収)	(729万2千円)	(905万5千円)	(1037万5千円)	(1136万4千円)	(1284万5千円)

認定段階	支給額
第1区分	補助の対象となる経費の 全額 を支給
第2区分	補助の対象となる経費の 全額 または 半額 を支給 ・通学費は全額支給 ・職場実習費は全額支給 ・教科用図書購入費は全額支給
第3区分	補助の対象となる 一部の経費のみ 支給 ・通学費は全額支給 ・職場実習費は半額支給 ・教科用図書購入費は全額支給

※いずれの区分も、経費によって上限額が定められているものがあります。

② 補助の対象となる経費

(1)教科用図書購入費

生徒が使用する教科書の購入に要する費用

かかった費用は学校で確認して計算します(申請不要)。

(2)学校給食費(若宮高等特支は該当しません)

(3)通学費

生徒が通学する際に要する本人の交通費

ア. 公共交通機関を利用する経路について

- 福祉特別乗車券を利用できる区間は支給対象外です。市営交通(市バス・地下鉄・あおなみ線・ガイドウェイバス)及び名古屋市内で乗降する私鉄等(名鉄・JR東海・近鉄、名鉄バス・三重交通)は福祉特別乗車券を利用できます。よって、名古屋市外の駅や停留所から交通機関を利用される方など、一部の方のみが支給対象となります。
- 原則1か月定期の代金を月数に応じて支給します。ただし、状況に応じて最も安価となる方法(ポイント還元を考慮したマナカ利用額等)を算定基準とします。
- 支給の対象となる場合は、原則、定期券を購入してください(現物確認を行います)。

イ. 保護者の運転する自家用車を利用する経路について

1か月全て欠席の場合

1か月すべて欠席し、1日も登校しなかった場合、定期券を購入していてもその月の通学費の支給はありません。

(4)職場実習交通費

生徒が現場実習に参加する場合に要する交通費(※上限あり)

現場実習に参加する生徒が該当します。かかった費用は学校で確認して計算します。
(申請不要)

計算の際、公共交通機関を利用する区間は、福祉特別乗車券、通学用定期券、マナカ(ポイント還元を考慮)、回数券の利用など、最も安価となる方法を考慮します。

(5)修学旅行費

生徒の修学旅行参加に要する交通費・見学料・宿泊料等(※上限あり)

2年生が該当します。

かかった費用は学校で確認して計算します(申請不要)。

一部の経費については当日のレシートや入場券などを集めさせていただくことがあります(例:分散学習の際の見学施設入場の半券など)。

(6)校外活動等参加費

生徒の校外活動参加に要する交通費・見学料・宿泊料等(※上限あり)

支給対象となる行事があった場合に該当します(例:オリエンテーション宿泊学習)。

かかった費用は学校で確認して計算します(申請不要)。

(7)学用品・通学用品購入費
(8)新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
授業や通学に必要な物品の購入に要する経費(※上限あり) (7)は全学年が該当します。新1年生については、(7)に加えて、(8)も支給対象となります。 <u>購入の都度、領収書を申請用紙に貼って提出していただく必要があります。</u> 詳細は、次のページの「③ 学用品費・新入学学用品費について」をお読みください。

※制度上、この一覧に掲載のない経費(「寄宿舍居住に伴う経費」等)もありますが、対象としないものは割愛しています。

※経費・認定区分ごとの支給額や年間上限額は P.9「令和7年度 就学奨励費支給対象経費一覧表(学部別)」をご覧ください。

③ 学用品費・新入学学用品費について

ご家庭で授業や通学に必要な物品を購入された場合は、領収書を申請書に貼り付けてご提出いただくことで、「学用品費・新入学学用品費」としてその金額分の支給を受けることができます。ただし制度上、支給対象となる経費(品目)とならない経費(品目)があり、支給を受けることのできる金額には上限が定められています。

新入学学用品費については、本校で支給する以前に、他の制度(名古屋市の就学援助制度や生活保護法に基づく入学準備金など)において当該経費の支給を受けていた場合、重複支給となってしまうため、支給対象とすることはできません。

I. 支給金額及び算定方法について

【年間上限額 1年生】

認定段階		年間限度額
第1区分	学用品費	32,270 円
	新入学学用品費	63,000 円
	計	95,270 円
第2区分	学用品費	16,135 円
	新入学学用品費	31,500 円
	計	47,635 円
第3区分		0 円

【年間上限額 2, 3年生】

認定段階	年間限度額
第1区分	32,270 円
第2区分	16,135 円
第3区分	0 円

【支給額の算定方法】

第1区分	年間上限額に達するまで、提出していただいた領収証(対象となる経費)の <u>全額</u> を支給
第2区分	年間上限額に達するまで、提出していただいた領収証(対象となる経費)の <u>半額</u> を支給
第3区分	支給対象外

Ⅱ. 支給対象品目について

【学用品費・新入学用品費 支給対象品目】

○支給対象となる経費(例)	●支給対象とならない経費(例)
① ノート、下敷き、筆箱 ② 筆記用具(鉛筆・消しゴムなど) ③ 体育用品(運動靴、ジャージ、体操着、ゼッケン、水着、水泳帽、プール用バスタオル) ④ 歯磨き指導用品(歯ブラシ、コップ) ⑤ 手洗い指導用品(タオル、ハンカチ) ⑥ 上履き (①～⑥は、いずれも授業用に限る) ⑦ 制服(通学用学生服、セーラー服) ⑧ 通学用品(靴、リュックサック、雨靴、雨傘、レインコート) ⑨ 水筒 ⑩ 学校で徴収する教材費等 (学校側で一括処理するので 申請不要)	① 体調管理に用いるもの(医療的ケア用品、マスクなど) ② 下着類、くつした、タイツ ③ 着替え用衣服、汗ふき用タオル ④ 部活動(課外活動)に関するもの ⑤ ジャンパー、コートなどの防寒着 ⑥ 帽子、手袋、マフラー ⑦ 歯磨き粉 ⑧ 弁当箱 ⑨ 給食用品(はし・スプーン・フォーク・ナフキン・ランチョンマット・巾着袋) ⑩ 日本スポーツ振興センター掛金 ⑪ 通販で購入した際の送料、手数料、ポイント利用分等 ⑫ 修学旅行に関するもの ⑬ 卒業アルバム
(注意事項) ※ 授業や通学のみで使用するとはいえないもの(日用品と区別のつかないもの)は支給対象外です。 ※ 「支給対象となる経費」に記載されているものでも、 <u>同一品目を同時期にまとめ買いした場合や、他と比べてあまりに高価だと判断される場合など、状況によっては支給対象とならないこともあります(金額・数量・時期などに応じて判断します)。</u> ※ 他制度により補助金等が支給済みのものは支給対象外です。	

Ⅲ. 申請書受付期間と支給(予定)日について

申請書の提出は随時受け付けておりますので、各自で学校へご提出ください。内容に不備がある場合には申請書を返却させていただくこともありますので、まとめてではなく、準備ができたものから順にご提出をお願いします。

申請書受付期間	4月～	6月13日	11月14日	2月10日
全学年 <学用品費>				
新1年生のみ <新入学学用品費>		(なし)	(なし)	
支給日(予定)	第1期支給 (1学期終業式頃)	第2期支給 (2学期終業式頃)	第3期支給 (3学期修了式頃)	

IV. 領収書の取扱いについて

支給対象となる経費(品目)の購入をした場合は、その都度、領収書を申請書に貼り付けて提出してください。新1年生の「新入学学用品費」については、全学年共通の「学用品費」とは取扱いが異なりますので注意してください。

学用品費の領収証の取扱いについて

対象となる領収書の日付

原則、令和7年3月25日から令和8年1月31日までのもの
(※新入生は入学説明会以降の日付のものでも可)

領収書の要件等

領収書は以下の要件を満たした原本を提出してください。

- ア 宛名が生徒名または保護者の方のお名前がフルネームで記入されている(苗字のみは不可。レシートなど、宛名を書く欄がない場合は余白に記入)
 - イ 品名が明記されている(未記入のものや「○●他」「△▲一式」は不可)
 - ウ 対象となる期間の日付が記入されている
 - エ 対象となる品目等の金額が分かるように記入されている
- 次のページの<領収書を受け取る際の注意事項>もよくお読みください。

受付期間

各期の期限までに申請書をご提出ください。受付期間内であれば、いつ提出していただいても構いません。

- ・第1期支給分：6月13日(金)まで
- ・第2期支給分：11月14日(金)まで
- ・第3期支給分：2月10日(火)まで(※最終締切)

新入学学用品費の領収証の取扱いについて(1年生の加算分)

対象となる領収書の日付

原則、入学説明会以降、令和7年4月30日までのもの

領収書の要件等

学用品費の場合(上記)と同様です。

受付期間

6月13日(金)までに提出された申請書のみ受付

※5月1日以降の領収書や、受付期間以降に提出された申請書は、新入学学用品費の対象とすることはできません。さかのぼって支給することもできませんので、十分ご注意ください。

※「学用品費」と「新入学学用品費」のどちらにも該当する場合は、新入学学用品費から優先して支給いたします。その際、新入学学用品費の年間上限額を超過した金額は、自動的に学用品費の支給分へと繰り越します。

<領収書を受け取る際の注意事項>

宛名（生徒名または保護者の方のフルネーム）、品名（複数の場合は全て）、日付、金額が正しい内容で書かれているか必ず確認してください。

領収書に不備がある場合、受け付けることができないため、申請書はお返しします。

通常のレシートタイプ

領収書
令和 7 年 4 月 1 日

若宮 次郎

E オン熱田店
熱田区六本松 1-2

靴	3,500
だいこん	128
シャツ	980

合計（税込）	4,608

※領収書は切らずにそのままご提出下さい。
（内訳書・クレジット明細書等が一枚になっている場合でも）

紙の領収書の場合

領収書

若宮 太郎 様

金額 ￥26,125 円

但し 制服代として

令和 7 年 4 月 1 日

(株)中日洋品店 印
名古屋市中区栄 2-2-6

宛名は生徒名または保護者の方のフルネーム
（※宛名なし、苗字のみの場合は補記をしてください）

・但し書きは「お品代」、無記入は不可
商品名を記入してもらってください。

複数品目について分かれる場合は内訳が確認できるよう補記
または明細の添付をお願いします。

・奨励費と関係のないものが混ざっている場合は、関係のもの
だけに下線を引いてわかるようにしてください。ただし、記載内容の訂正や抹消はしないでください。

こんな時は？Q&A

Q1. レシート・領収書に必要事項が書かれていない場合は？

A1. 必要事項を補記するか、必要事項が記載された領収書を発行してもらってください。
紙の領収書で内訳が不十分な場合は、内訳書(レシート)などを追加で添付していただいても結構です。

Q2. すべて紙の領収書が必要ですか？

A2. 原則として、紙の領収書が必要です。ただし、必要事項を補記するなどして要件を満たせば、レシートタイプでも申請可能です。レシートは長くても切らずにそのまま添付してください。

Q3. ネット通販等で領収書が発行されず、受領書等が届いた場合は？

A3. 「領収書」の文字がない納品書や受領書だけでは申請できませんので、販売業者に連絡をして領収書を発行してもらってください。

3 支給日と年間スケジュール(予定)

1 学期	4月	・「特別支援教育就学奨励費のしおり」配付 ・就学奨励費申請書類、学用品費申請書 配付①	第1期分算定対象期間
	5月	・新入学学用品費対象品 購入期限 <u>4月30日(水)</u> ・就学奨励費申請書類 提出期限① <u>5月9日(金)</u> ・就学奨励申請書類 配付②	
	6月	・就学奨励費申請書類 提出期限② <u>6月13日(金)</u> ・第1期支給分の学用品費申請書 提出期限 <u>6月13日(金)</u> ・新入学学用品費申請書 提出期限 <u>6月13日(金)</u>	
	7月	・認定区分決定通知書 配付 ・第1期分(4～6月該当分)支給日【1学期終業式】	第2期分算定対象期間
	8月	(夏季休業)	
2 学期	9月		
	10月		
	11月	・第2期支給分の学用品費申請書 提出期限 <u>11月14日(金)</u>	
	12月	・第2期分(7～11月該当分)支給日【2学期終業式】	第3期分算定対象期間
3 学期	1月	・学用品費対象品 購入期限 <u>1月31日(土)</u>	
	2月	・第3期支給分の学用品費申請書 提出期限 <u>2月10日(火)</u>	
	3月	・第3期分(12～3月該当分)支給日【修了式】	

※支給日は7月、12月、3月の年3回を予定しています。

※上記スケジュールは現時点での予定です。実際の書類の提出期限等は今後変更となることもありますのでご注意ください。

4 令和7年度 就学奨励費支給対象経費一覧表(学部別)

学部	認定段階	教科用 図 書 購入費	学 校 給食費	通学費		職 場 実 習 交通費	修学旅行費		校外活動等参加費		学用品・ 通学用品 購 入 費	新入学児童生 徒学用品・通 学用品購入費
				本人	付添人		本人	付添人	本人	付添人		
小学部	第1区分		実 費	実 費	実 費		実 費 年間上限額 21,580 円	実 費 年間上限額 33,730 円	実 費 年間上限額 18,580 円	実 費 年間上限額 27,870 円	実 費 年間上限額 11,640 円	実 費 年間上限額 57,060 円
	第2区分		実費の 半 額	実 費	実 費		実費の半額 年間上限額 10,790 円	実費の半額 年間上限額 16,865 円	実費の半額 年間上限額 9,290 円	実費の半額 年間上限額 13,935 円	実費の半額 年間上限額 5,820 円	実費の半額 年間上限額 28,530 円
	第3区分			実 費	実 費							
中学部	第1区分		実 費	実 費	実 費	実 費	実 費 年間上限額 57,720 円	実 費 年間上限額 82,850 円	実 費 年間上限額 24,660 円	実 費 年間上限額 36,980 円	実 費 年間上限額 22,740 円	実 費 年間上限額 63,000 円
	第2区分		実費の 半 額	実 費	実 費	実 費	実費の半額 年間上限額 28,860 円	実費の半額 年間上限額 41,425 円	実費の半額 年間上限額 12,330 円	実費の半額 年間上限額 18,490 円	実費の半額 年間上限額 11,370 円	実費の半額 年間上限額 31,500 円
	第3区分			実 費	実 費	実費の 半 額						

高等部	第1区分	実 費	実 費	実 費	実 費	実 費	実 費 年間上限額 107,810 円	実 費 年間上限額 155,760 円	実 費 年間上限額 24,820 円	実 費 年間上限額 37,220 円	実 費 年間上限額 32,270 円	実 費 年間上限額 63,000 円
	第2区分	実 費	実費の 半 額	実 費	実 費	実 費	実費の半額 年間上限額 53,905 円	実費の半額 年間上限額 77,880 円	実費の半額 年間上限額 12,410 円	実費の半額 年間上限額 18,610 円	実費の半額 年間上限額 16,135 円	実費の半額 年間上限額 31,500 円
	第3区分	実 費		実 費	実 費	実費の 半 額						

5 提出書類について

(1)年度当初に提出するもの

書類名		支給希望者		辞退者	3区分希望者	提出期限
			生活保護			
①	世帯状況等調書 クリーム色の用紙	○	○	○	○	5月9日(金)
②	交通費所要額調書	○	○		○	
③	生活保護受給証明書		○			
	所得証明書	○				6月13日(金) ※改めて 連絡します
④	世帯員の収入に関する 申告書(該当者後日配布)	○				
⑤	委任状・振込依頼書 (該当者後日配布)	○	○		○	
⑥	マイナンバー提出用紙 (該当者後日配布)	新入生のみ ○	新入生のみ ○		新入生のみ ○	

(2)購入のつど、提出するもの

⑦	就学奨励費支給申請書 (学用品・通学用品分)	○	○			①6月13日(金) ②11月14日(金) ③2月10日(火)
	就学奨励費支給申請書 (新入学学用品分)	○	○			6月13日(金)

*** 書類を作成する際の注意事項 ***

学校に提出していただく奨励費の書類はすべて、公的な申請書類です。いずれの書類も以下の事項によく注意して記入・作成をしてください。

書類の作成は全て…

× 鉛筆や消せるボールペンの使用は不可 です。



○ 黒のボールペン等ではっきりと記入 して下さい。

× 修正液や修正テープの使用は不可 です。



○ 記入内容に誤りがある場合は、誤っている箇所を二重線で抹消し、正しい事項を書き直し してください。

※ 訂正印は不要です。

※ 修正液・修正テープを使用したものは受け付けできません。その場合は、新しい用紙へ再作成をお願いします。

① 世帯状況等調書【全員提出】※クリーム色の用紙です！

(1) この用紙は、全員提出してください。辞退する方も提出が必要です。

(2) 1の欄のいずれかに○をつけてください。

「ア」…支給希望

「イ」…辞退

「ウ」…3区分希望

(3) 「ア」「ウ」に○をつけた方は、2の欄の世帯状況も記入してください。「イ」に○をつけた方(支給を辞退する方)は、2の欄を記入する必要はありません。

(4) 2の欄の世帯状況には、生徒本人と同世帯(同一生計)の方全員を、前年12月末時点の状況で記載してください。年齢・学年等の誤りにご注意ください。

ただし、令和6年12月末日以降に世帯の状況に変更があった方は、区分認定に有利になる方のみ、変更後の状況をご記入ください(記入のしかたがご不明な場合などは、学校へご相談ください)。

(5) 年度途中に世帯状況の変更があった場合は、再度この用紙を作成して提出してください。

よくある間違い

○記載内容が、令和7年4月の状況になっている。

➡記入していただくのは、**令和6年12月末日の状況**です。年齢や学校名・学年の誤りにご注意ください。

○ご家族の生年月日が記入されていない。

➡ご家族のご年齢により、区分認定の際の計算に影響が生じることがあります。正しい生年月日と、**令和6年12月末日でのご年齢**の記入を忘れずをお願いします。

令和7年度 特別支援教育就学奨励費 世帯状況等調査書

7 年 4 月 22 日

学校名	名古屋市立若宮高等特別支援学校		学年等	1 学年 1 組
生徒氏名	若宮 太郎		保護者等氏名	若宮 良子
現在の住所	〒 467-0006	名古屋市〇〇区△△町105番地		
前年12月末の住所	〒	同 上		

1 次のいずれかに○をつけてください。
「イ」に○をつけた方は、これより下は記入不要です。

ア 特別支援教育就学奨励費の支給を希望します。
→2を記載してください。

イ 特別支援教育就学奨励費の支給を辞退します。
→2の記載は不要です。

ウ 特別支援教育就学奨励費の「第3区分」
→2を記載してください。

転居している場合など、現在の住所と前年12月末の住所が異なるときは、従前の住所を下段に記入して下さい。同じ場合は「同上」に○でOKです。

必ず前年(令和6年)12月末時点の状況を記入してください。
特に、学年や年齢の誤りに注意してください。
【例】新入生は、12月末の時点では中学3年生です。

2 前年12月末時点の世帯状況を記載してください。

氏名	続柄	生 年 月 日 (満 年 齢)	
若宮 太郎	本人	明治 大正 昭和 平成 令和 (15 歳)	21 年 9 月 8 日 名古屋市立〇〇中学校 3年 (〇)
博 父		明治 大正 昭和 平成 令和 (41 歳)	51 年 9 月 6 日 会社員 ()
良子 母		明治 大正 昭和 平成 令和 (46 歳)	53 年 10 月 前年度、特別支援学級へ通学していた方がいる場合は、カッコに○をつけてください。特別支援学校は不要。 ()
直子 姉		明治 大正 昭和 平成 令和 (17 歳)	19 年 9 月 20 日 名古屋市立△△高等学校 2年 ()
直次郎 弟		明治 大正 昭和 平成 令和 (5 歳)	31 年 4 月 6 日 〇〇保育園 年長 ()
ちよ 祖母		明治 大正 昭和 平成 令和 (72 歳)	27 年 6 月 23 日 無職 ()
		明治 大正 昭和 平成 令和 (歳)	年 月 日 無職の場合も記入してください (空欄のままにしない)。 ()
		明治 大正 昭和 平成 令和 (歳)	年 月 日 ()

② 交通費所要額調書【辞退者以外は提出】

- (1) 通学方法の確認をしますので、徒歩などで経費がかからない方も、全員提出してください。
- (2) 表面は全員記入してください。裏面は自家用車を利用する方のみ記入してください(※記載例はありません)。印刷した地図を貼付してもOKです。
- (3) ①の欄には、所持している手帳とその内容を正確に記入してください。通学費の計算に影響が生じることがあります。
- (4) ②の欄は、通学方法が分かるよう詳しくお書きください。
- (5) ③の欄は、該当するものに○をつけてください。「通勤途中の送迎」欄は、保護者の方が職場との通勤途中で送り迎えをされている場合のみ、「有」に○をつけてください。
- (6) 裏面の「経路図」は、自家用車を利用する方のみ記入してください。インターネットの地図サイト等を印刷して貼り付けていただいてもかまいません。また、下段の距離も記入してください。
交通費支給対象外となる方(デイスサービスの車のみ利用する方や、通勤途上での送迎が「有」の方など)は、記入不要です。
- (7) 年度の途中で転居や通学方法の変更がある場合は、再度この用紙を作成して提出してください。

交 通 費 所 要 額 調 書

7 年 4 月 22 日

校 名	若宮高等特別支援学校	学年組	1 年 1 組
氏 名	若宮 太郎	保護者 等氏名	若宮 良子
現住所	〒463-0011 名古屋市若宮区小幡一丁目14-6		

身体障害が無ければ無に○。

下記のとおり申請(変更)します

① 幼児児童生徒の障害

手帳等を確認し、内容も記入してください。

療育手帳 愛護手帳	有(1種2度) ・ 無	身体障害 者手帳	有(種 級) ・ 無
その他の手帳	有(福祉乗車券) ・) ・ 無		

福祉乗車券があれば、有とともに○。

② 通学方法を記載してください。自家用車を利用する場合は、裏面に経路を記載してください。

(定期券を利用している場合は、公共交通機関名の隣に記載してください。記載のない場合は、1か月の実費額が最も安くなる券により支給額を算定します。)

通 学 経 路	○公共交通機関を使用しない場合 自宅(徒歩) 学校 ○公共交通機関を使用する場合 往復… 自宅(徒歩) 新瑞橋(地下鉄) 野並(徒歩) 学校
------------------	--

③ 付添いの状況について該当するものに○をつけてください。

	付添いの有無	通勤途中の送迎
登校	有 ・ 無	有 ・ 無
下校	有 ・ 無	有 ・ 無

③ 所得証明書・生活保護受給証明書【支給希望者は提出】

- (1) 支給希望者(3区分希望者を除く)は、世帯全員(県民税及び市町村民税が課税されていない方を除く)の所得証明書を市区町村役場の税務課等にて取得の上、期日までにご提出ください。
- (2) 所得証明書は「令和6年分」の内容が記載されている必要がありますので、**必ず6月になってから取得**の手続きをしてください(4.5月以前に取得された場合、「令和5年分」の内容が記載されてしまうことがあります。「令和5年分」の所得証明書では、受け付けることができません)。
- (3) 同一世帯にお住まいの方のうち、県民税及び市町村民税が課税されていない方の所得証明書は必要ありません。代わりに、学校がお配りした「**世帯員の収入に関する申告書**」(④)に氏名を記入してご提出ください。
- (4) 生活保護受給世帯の方は、所得証明書の代わりに「生活保護受給証明書」をご提出ください。

④ 世帯員の収入に関する申告書【所得証明書と同時に提出】

- (1) 「① 世帯状況等調書」に名前のあるご家族のうち、県民税及び市町村民税が課税されていない方(=所得証明書を提出しない方)のお名前をご記入ください。生徒本人を含みます。
- (2) 1月1日の時点でお住いの市町村により、対象となる所得金額が異なります。名古屋市以外の住所の方は、以下を参考にしてご記入ください。

市町村名	所得金額(記載金額以下)	
	扶養なし	扶養あり(カッコ内は人数)
名古屋市	45万円	35万円×(扶養親族+1) + 31万円
瀬戸市	42万円	32万円×(扶養親族+1) + 28.9万円
春日井市	42万円	32万円×(扶養親族+1) + 28.9万円
小牧市	38万円	28万円×(扶養親族+1) + 26.8万円
尾張旭市	42万円	32万円×(扶養親族+1) + 28.9万円
日進市	42万円	32万円×(扶養親族+1) + 28.9万円
北名古屋市	42万円	32万円×(扶養親族+1) + 28.9万円
長久手市	38万円	28万円×(扶養親族+1) + 26.8万円

※ 扶養親族には、控除対象となる配偶者を含みます。

※ ここに記載のない市町村の場合は、各自治体のホームページなどでご確認ください。

世帯員の収入に関する申告書

7 年 4 月 22 日

保護者等氏名 若宮 良子

生徒 氏名 若宮 太郎

学年等 1 年 1 組

下記の者は、令和6年中において次の1または2に該当する者であり、市町村民税及び県民税の課税がされていないことを申告します。

- 1 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年中の合計所得金額が135万円以下
- 2 前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下

市町村名	扶養なし	扶養あり(カッコ内は人数)
名古屋市	45万円	35万円×(扶養親族+1) + 31万円

1月1日時点でお住いの市町村によって、金額が異なります。
名古屋市以外の方は、前ページなどを参照し下段(空欄)にご記入ください。

記

氏 名

若宮 太郎

若宮 良子

若宮 直子

若宮 直次郎

若宮 ちよ

上記1、2いずれかの条件に当てはまる(住民税非課税の方)の氏名をご記入ください。
ここに名前のない方は、所得証明書の提出が必要となります。

⑤ 委任状・振込依頼書【辞退者以外は提出】

(1) 用紙上部の「委任状」、下部の「振込依頼書」の両方に必要事項を記入してください。

(2) 「振込依頼書」にはゆうちょ銀行の口座を記入してください。お手持ちの通帳の最初のページなどに以下のような記載がありますので、ご確認ください。

(例)

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください

【店名】二一八(読み ニイチハチ)

【店番】218【預金種目】普通預金【口座番号】1234567

この例の場合、店名は「二一八」、口座種類は「普通」、口座番号は「1234567」です。

※ 店名(「二一八」と店番(「218」)を間違えないようにしてください。

※ 通帳の他の部分に「番号」として「12345671」など、8桁の数字が記載されていますが、この場合の末尾の「1」は記入不要です。

(3) 昨年度と同じ口座を振込先として利用する場合でも、すべて正しく記入してください。

(4) この用紙に記入した口座は、年度末まで解約しないようお願いします。やむを得ず解約する場合や、振込口座の変更を希望する場合は、担任の先生に申し出てください。

(5) 奨励費の振込には66円の振込手数料がかかりますので、それを差し引いた金額がご家庭の口座に振り込まれます。あらかじめご了承ください。

○振込先口座確認用(振込依頼書と同じ内容を記載し、保護者様控えとしてください)

私は、就学奨励費の振込先として、下記の口座を指定しました。

銀 行 名	ゆうちょ 銀行 支 店						
口 座 種 類	普 通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄 ・ その他						
口 座 番 号							
口座名義	フリガナ						
	漢 字						

委任状

令和7年度特別支援教育就学奨励費に係る全ての経費の受領に関する権限を、名古屋市立若宮高等特別支援学校長 岡部 啓 に委任します。

7 年 4 月 22 日

名古屋市立若宮高等特別支援学校長 殿

住 所 名古屋市若宮区小幡1丁目14-6

生徒氏名 若宮 太郎

保護者氏名 若宮 良子

振込依頼書

7 年 4 月 22 日

名古屋市立若宮特別支援学校長 殿

銀行名や口座番号を正しく記入してください。

保護者等氏名 若宮 良子

下記口座に振り込みしてください。

記

銀 行 名	ゆうちょ銀行 二一八 支店						
口 座 種 類	普通・当座・貯蓄・その他						
口 座 番 号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義	フリガナ	ワカミヤ タロウ					
	漢 字	若宮 太郎					

⑥ マイナンバー提出用紙【辞退者以外は提出】※新入生のみ

- (1) 用紙には、「個人番号(マイナンバー)カード」(**裏面の個人番号が分かる部分**)や「個人番号(マイナンバー)通知カード」の写しを貼り付けてください。ただし、「個人番号通知カード」は、令和2年5月25日以降に記載内容に変更があったものは、使用することができません(例:令和2年5月25日以降に転居した方など)。
- (2) 「個人番号カード」「個人番号通知カード」のいずれも提出が困難な方は、**個人番号の記載された住民票**を取得の上、**用紙と一緒にご提出**ください。その際も、用紙には必要事項を記入してください。

特別支援教育就学奨励費 生徒本人分マイナンバー提出用紙

7年 6 月 10 日

保護者等氏名

若宮 良子

特別支援教育就学奨励費の支給情報を提供するため、以下の生徒についてマイナンバーを提出します。

学 年	1 年 1 組									
若宮 太郎										
カードに記載されている個人番号(マイナンバー)を記入してください。										
個人番号 1234 4567 7890										
生年月日	平成	21	年	9	月	8	日			

- ・個人番号(マイナンバー)カード(裏面)
- もしくは
- ・個人番号(マイナンバー)通知カード

のコピーを貼り付けてください。

ただし、「個人番号通知カード」は、令和2年5月25日以降に記載内容に変更があったものは、使用することができません(例: 令和2年5月25日以降に転居した方など)。

上記のいずれも提出が困難な方は、代わりに個人番号が記載された住民票をご提出ください。

⑦ 就学奨励費支給申請書【学用品費支給希望者は提出】

- (1) P.4～P.7の学用品費・新入学学用品費の注意事項をよく読み、申請書を作成してください。
- (2) 申請書1枚につき、貼り付ける領収書は1枚としてください。また、テープではなくのり付けをお願いします(劣化により印字が消えてしまうことがあるためです)。
- (3) 用紙がなくなった場合は、本校のホームページからダウンロード、プリントアウトしてください。配布した申請書をコピーして使っていただいてもかまいません。
- (4) 申請書は学用品等の購入のつど、提出してください。各期の提出期限については、P.6や、以下をご参照ください。

就学奨励費支給申請書(学用品費)の提出期限

- ・第1期支給分： 6月13日(金)まで
- ・第2期支給分： 11月14日(金)まで
- ・第3期支給分： 2月10日(火)まで(※最終締切)
(領収書の日付が1月末日までのものが有効)

就学奨励費支給申請書(新入学学用品費)の提出期限

- ・6月13日(金)まで(※最終締切)
(領収書の日付が4月末日までのものが有効)

記入例

就学奨励費支給申請書

(学用品・通学用品購入費/新入学児童生徒学用品・通学用品費)

領収書1枚につき

申請書1枚

申請書はホム・メ・ジにあります。
コピーしての使用も可。

校 名	若宮高等特別支援学校	学 年 等	▲ 学年 ▲ 組
生徒氏名	若 宮 太 郎	保護者等氏名	若 宮 良 子

太線の中のみ
お書きください。

領収書貼付欄 (領収書は切らずにのり付けしてください)

領 収 書

若 宮 太 郎 様

金 3,000 円

但し、体操服、上靴代 として

令和7年4月1日

△ ▲ △ ▲ 洋品店

領収書の宛名は、生徒名もしくは申請書に記入の保護者等氏名 (いずれも必ずフルネーム) をお願いします。

購入した物品の内訳を記入してもらってください。

領収書はテープで留めるのではなく、のり付けをしてください。

経 費 名

☒ 学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

購入物品名 及び 用途等	金額 (税込)	事務室使用欄
体 操 服 (M)	2,000円	
上 靴 (20cm)	1,000円	
日用品としても使用できるもの (筆記用具を除く) などは、学校で使用する際の用途を記入してください。 (例) × 歯ブラシ → ○ 歯磨き指導用歯ブラシ × タオル → ○ 手洗い指導用タオル × 靴 → ○ 通学用靴 等		

購入した物品名及び金額 (内訳) を記入してください。

※ 裏面の記入例を参考に、太枠内にご記入ください。

※ この申請書は、学用品等を購入された都度、ご提出ください。

※ 申請書1枚につき、貼り付ける領収書は1枚をお願いします。

校長確認欄